

西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）

モニタリング基本計画（案）

令和2年4月

（令和2年6月修正）

横浜市水道局

目次

| | |
|------------------------------------|---|
| 第1 総論..... | 1 |
| 1 モニタリング基本計画の位置づけ..... | 1 |
| 2 モニタリング実施計画..... | 1 |
| 3 モニタリング体制..... | 1 |
| 4 モニタリング対象業務..... | 1 |
| 5 モニタリング費用の負担..... | 1 |
| 第2 運転・維持管理業務のモニタリング..... | 2 |
| 1 モニタリング方法..... | 2 |
| 2 具体的なモニタリングの手順等..... | 2 |
| 3 モニタリング対象対価の減額等..... | 4 |
| 4 モニタリング対象対価の支払後に減額が判明した場合の対応..... | 7 |
| 第3 財務状況等に関するモニタリング..... | 8 |
| 1 モニタリング方法..... | 8 |
| 2 具体的なモニタリングの手順等..... | 8 |
| 第4 事業終了時のモニタリング..... | 9 |
| 1 モニタリング方法..... | 9 |
| 2 具体的なモニタリングの手順等..... | 9 |

用語の定義

- ・ 本事業 : 西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）をいう。
- ・ 本施設 : 神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町522番地所在の西谷浄水場における排水処理施設をいう。
- ・ 水道局 : 横浜市水道局をいう。
- ・ S P C : 水道局と本事業に係る運転・維持管理委託契約を締結し、本事業を実施する、落札者が出資して設立する特別目的会社（S p e c i a l P u r p o s e C o m p a n y）をいう。
- ・ 基本契約 : 水道局並びに本事業に係る入札の落札者及びS P Cとの間で締結される本事業に係る基本的事項について定める契約をいう。
- ・ 基本契約等 : 基本契約、建設工事請負契約及び運転・維持管理委託契約の総称をいう。
- ・ 要求水準等 : 本事業の要求水準書、基本契約等に規定する水準及び本事業に係る入札の落札者の提案をいう。
- ・ 業務基本計画書 : 本事業の実施にあたり、S P Cが作成する運転・維持管理業務基本計画をいう。
- ・ モニタリング対象対価 : 運転・維持管理業務に係る対価のうち修繕業務費を除く対価をいう。

第1 総論

1 モニタリング基本計画の位置づけ

本モニタリング基本計画（以下「本書」という。）は、本事業において、要求水準等に基づく各業務の履行状況を適切に確認し、サービス品質の維持や事業継続を確実に担保できるよう、水道局がSPCに対して行うモニタリングの基本的な考え方及び内容を示すものである。

2 モニタリング実施計画

モニタリングの項目によっては、具体的なモニタリングの詳細な実施方法がSPCの提案により異なる場合もあるため、基本契約等の締結後に、次の項目を含むモニタリング実施計画書を作成し、これを定めるものとする。

SPCは、モニタリング実施計画書を作成して基本契約等の締結後、速やかに水道局へ提出し、水道局と協議の上、水道局の承諾を得ることによりモニタリング実施計画を定めるものとする。

【モニタリング実施計画書で定める事項】

- (1) モニタリング項目：各業務の履行状況及び財務状況を確認するための項目、評価基準等
- (2) モニタリング時期及び方法：モニタリング項目の測定、記録、評価、報告等の時期及び方法
- (3) モニタリング実施体制：SPCのセルフモニタリング及び水道局を含めたモニタリングの会議体に関する事項
- (4) モニタリング様式：測定、記録、評価及び報告等に関する様式
- (5) その他モニタリングに必要な事項

3 モニタリング体制

モニタリングは、基本的にSPCが事前に実施するセルフモニタリングの結果を受けて、水道局がSPCに対して実施する。

4 モニタリング対象業務

モニタリング対象業務は、次の各段階の業務とする。

- (1) 運転・維持管理業務
- (2) 事業終了時に発生する業務

5 モニタリング費用の負担

モニタリングの実施に際し、セルフモニタリングに係る費用はSPC、モニタリングに係る費用は水道局が負担する。

第2 運転・維持管理業務のモニタリング

1 モニタリング方法

(1) 概要

運転・維持管理業務におけるモニタリングは、本事業の運転・維持管理業務に係る要求水準等の履行の確保を図るために、運転・維持管理業務が適切に実施されているかについて、確認を行うものである。

S P Cは、運転・維持管理業務の履行について、これら業務の履行に伴い作成する提出書類及び実際の状況を基に、要求水準等の内容を満たしているかどうかの確認（セルフモニタリング）を行い、水道局に書面にて報告する。

水道局は、S P Cが実施したセルフモニタリングの書面報告内容に基づき、要求水準等の達成状況の確認をする。また、水道局が必要と認めた場合は、履行状況の確認のため現地における確認を行う。

(2) 書面による確認

S P Cは、要求水準等に基づく各業務の履行状況を自ら確認の上、運転・管理業務委託契約に定める提出書類を、それぞれの提出時期までに水道局へ提出して確認を受けること。

(3) 現地における確認

水道局は、運転・維持管理業務のモニタリングの実施にあたり、水道局が必要と認める時は、現地における確認を行う。S P Cは、水道局の現地における確認に必要な協力を行う。

2 具体的なモニタリングの手順等

運転・維持管理業務のモニタリングにおけるS P Cと水道局の作業内容は、【表 運転・維持管理業務におけるモニタリング手順】のとおりである。

ただし、モニタリング手順等の詳細は、第1の第2項2で定めたモニタリング実施計画書において確定する。

【表 運転・維持管理業務におけるモニタリング手順】

| | S P C | 水道局 |
|------------|--|---|
| ①業務開始前 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転・維持管理業務着手の14日前までに業務基本計画書及びその業務開始に必要な書類を作成し、水道局へ提出する。 ・ 業務基本計画書の中で、日単位、月単位、年度単位の業務報告書の様式を作成する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務基本計画書の内容を確認し、S P Cと協議の上、確定する。 ・ 業務報告書の様式を確認し、S P Cと協議の上、確定する。 |
| ②セルフモニタリング | <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の運転・維持管理業務の実施に関するセルフモニタリングを行い、その結果を業務日報とし業務報告書の様式に記録する。 ・ 水道局の要請があれば随時提出できるように業務日報を保管する。 ・ 本施設の運転・維持管理業務に大きな影響を及ぼすと想定される事象が生じた場合は、直ちに水道局に報告する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ S P Cに対して、必要に応じて業務報告書の提出を求める。 ・ 業務の内容が要求水準等及び業務基本計画書に基づき実施しているか確認する。 |
| ③定期モニタリング | <ul style="list-style-type: none"> ・ セルフモニタリング及びその他の報告事項をとりまとめて、月及び年度単位で業務報告書の様式にて、モニタリング実施計画書で定める日までに水道局へ提出する。 ・ モニタリング結果の公表について、水道局へ協力する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務報告書等の内容を確認し、業務の履行状況の評価を行い、評価結果をS P Cへ通知する。 ・ 水道局が必要と認めた場合に本施設の巡回、業務の履行状況の確認、S P Cに対する説明要求及び立会い等を行う。 ・ モニタリング結果に基づいて、運転・維持管理に係る対価の支払いを行う。 ・ モニタリング結果について対外的に公表する。 |
| ④随時モニタリング | <ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期モニタリングのほかに、必要に応じて、本施設の巡回、業務の履行状況の確認、S P Cに対する説明要求、立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの業務報告書に反映する。 ・ 水道局が是正措置等を行った場合、S P Cからの是正措置等に対する対処が行われていることを確認する。 |

3 モニタリング対象対価の減額等

(1) 基本的な考え方

水道局は、S P Cが行う運転・維持管理において、要求水準等未達を確認した場合には、モニタリング対象対価について減額措置等を講ずるものとする。ただし、S P Cの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

(2) 是正勧告等の措置

ア 是正勧告

水道局は、要求水準等未達を確認した場合、S P Cに対して、是正勧告を行うものとする。S P Cは、水道局から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに、水道局と協議の上、是正対策、是正期限等を記載した是正計画書を水道局に提出し、承諾を得た上で速やかに是正措置を行う。

イ 是正勧告の対処の確認

水道局は、上記アにおけるS P Cからの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限の到来を受け、是正が行われたかどうかを直ちに確認する。

ウ 是正命令

上記イにおける確認の結果、是正計画書に記載した是正対策及び是正期限による改善が認められないと水道局が判断した場合、水道局は、S P Cに対して是正命令を行うとともに、再度、是正計画書の提出請求、協議、承諾及びS P Cの是正命令に対する対処について確認を行う。

エ モニタリング対象対価の留保

水道局は、是正勧告及び是正命令に対する改善が確認されるまでモニタリング対象対価の支払いを留保することができる。

オ モニタリング対象対価の減額

第2の第3項第3号イに示す是正レベルと上記ア及びウでの改善状況に応じ、水道局はS P Cに対してモニタリング対象対価を減額する。詳細については、第2の第3項第3号に示す。

カ 運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の一部変更

水道局は、S P Cが行う運転・維持管理業務の結果が、次のいずれかに該当する場合は、運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の一部変更をS P Cに請求することができる。

(ア) 水道局の是正命令によっても、改善が確認できなかったとき

(イ) 連続する2回の四半期において30%以上の減額が行われたとき

なお、モニタリング対象対価の支払対象期間の途中で運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の一部を変更した場合であっても、当該期間中の減額ポイントの計上は継続し、合計した減額ポイントに応じて支払の減額又は留保の措置を行う。

キ 契約解除

水道局は、S P Cが行う運転・維持管理業務の結果が、次のいずれかに該当する場合は、水道局はS P Cに通知することにより、通知の日から起算して6か月以内に運転・維持管理委託契約を解除することができる。

(ア) 連続する4回の四半期を超えて減額が行われたとき

(イ) 運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の変更に応じないとき

(3) 減額措置

ア 基本的な考え方

水道局は、要求水準等未達を確認した場合、モニタリング対象対価を対象に、減額ポイントの累積に応じて、減額措置を講ずるものとする。

なお、減額措置の基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (ア) 水道局が要求水準等未達を確認した時点で、是正レベルを認定し、是正レベルに応じた減額ポイントを計上する。
- (イ) 水道局が是正勧告及び是正命令を出したにもかかわらず、改善が認められないと水道局が判断した場合には、さらに重い減額ポイントを計上する。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)については、水道局が要求水準等未達の確認又は改善が認められないと判断した日が属する月に減額ポイントを計上する。ただし、減額ポイントを計上した後、同一事象に対して、水道局が再度上記(ア)及び(イ)による減額ポイントを計上することはない。
- (エ) 同一の要求水準等未達が発生した場合で、同一の要求水準等未達が発生時点から起算して過去3年以内に起こっていた場合、減額ポイントは、【表 是正レベル別の減額ポイント】に記載した各減額ポイントを2倍し、計上する。
- (オ) 減額ポイントが5P以下の場合には、モニタリング対象対価の減額を留保することがある。また、減点を挽回する機会（ボーナスポイント）を与えることがある。

イ 是正レベルの認定

水道局は、要求水準等未達を確認した場合、是正レベルを認定し、SPCに通知するとともに、水道局とSPCは是正に向けた協議を開始する。是正レベルの分類は、次のとおりとする。

【表 是正レベルの分類】

| 是正レベル | 内容 |
|-------|--|
| レベル1 | 要求水準を上回るが、SPC提案の水準を達成できない場合 |
| レベル2 | 運転・維持管理業務基本計画の策定、清掃業務、施設見学対応協力業務、災害及び事故対策業務について、要求水準を達成できない場合 |
| レベル3 | 運転管理業務、保守点検業務、修繕業務、水質管理業務、ユーティリティ等の調達・管理業務、保安業務、安全衛生管理業務、事業終了時の引継ぎ業務について、要求水準を達成できない場合 |
| レベル4 | 法令違反又は本施設を含む西谷浄水場が停止となる事象が発生した場合等 |

ウ 減額ポイントの計上

水道局は、要求水準等未達を確認した場合、次のとおり是正レベルに応じた減額ポイントを計上する。

【表 是正レベル別の減額ポイント】

| レベル | ①要求水準等未達 の確認 | ②是正勧告後、 改善が認められないと 判断した場合 | ③是正命令後、 改善が認められないと 判断した場合 |
|-----|-----------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 1 P | 2 P | 4 P |
| 2 | 2 P | 4 P | 8 P |
| 3 | 3 P | 6 P | 12 P |
| レベル | ④要求水準等未達 の確認 | ⑤是正までの時間 | |
| 4 | 10 P | 0.5 P × h (1時間未満は切上げとする。) | |

エ モニタリング対象対価の減額又は留保

水道局は、モニタリングの結果を踏まえ、当月の減額ポイントを確認する。水道局のモニタリングが終了し、減額ポイントがある場合は、SPCに減額ポイントを通知する。

モニタリング対象対価の支払に際しては、3か月分（四半期ごと）の減額ポイントの合計を計算し、【表 減額又は留保の考え方】に基づき、モニタリング対象対価の支払を減額するか又は改善が確認できるまで留保する。減額又は留保する場合には、当月のモニタリング対象対価をSPCに通知する。

次回の支払いまでの間に改善が確認できた場合は、モニタリング対象対価の留保は行わない。

次回の支払いまでの間に改善が確認できない場合は、留保した場合の支払いは、水道局が改善を確認した後、直近で支払われるモニタリング対象対価に留保相当額を加算する。この場合、留保相当額に対する利息は付さない。

なお、故意又は重大な過失と認められる場合に発生する損害については、基本契約等に基づき、水道局はSPCに対し、別途請求をする。

【表 減額又は留保の考え方】

| 3か月分の 減額ポイント合計 | 減額又は留保 | モニタリング対象対価の減額又は留保の割合 |
|-------------------|--------|----------------------|
| 6 P以上 | 減額 | 1 Pにつき、0.1% |
| 1～5 P | 留保 | 1 Pにつき、0.1% |

オ ボーナスポイントの付与

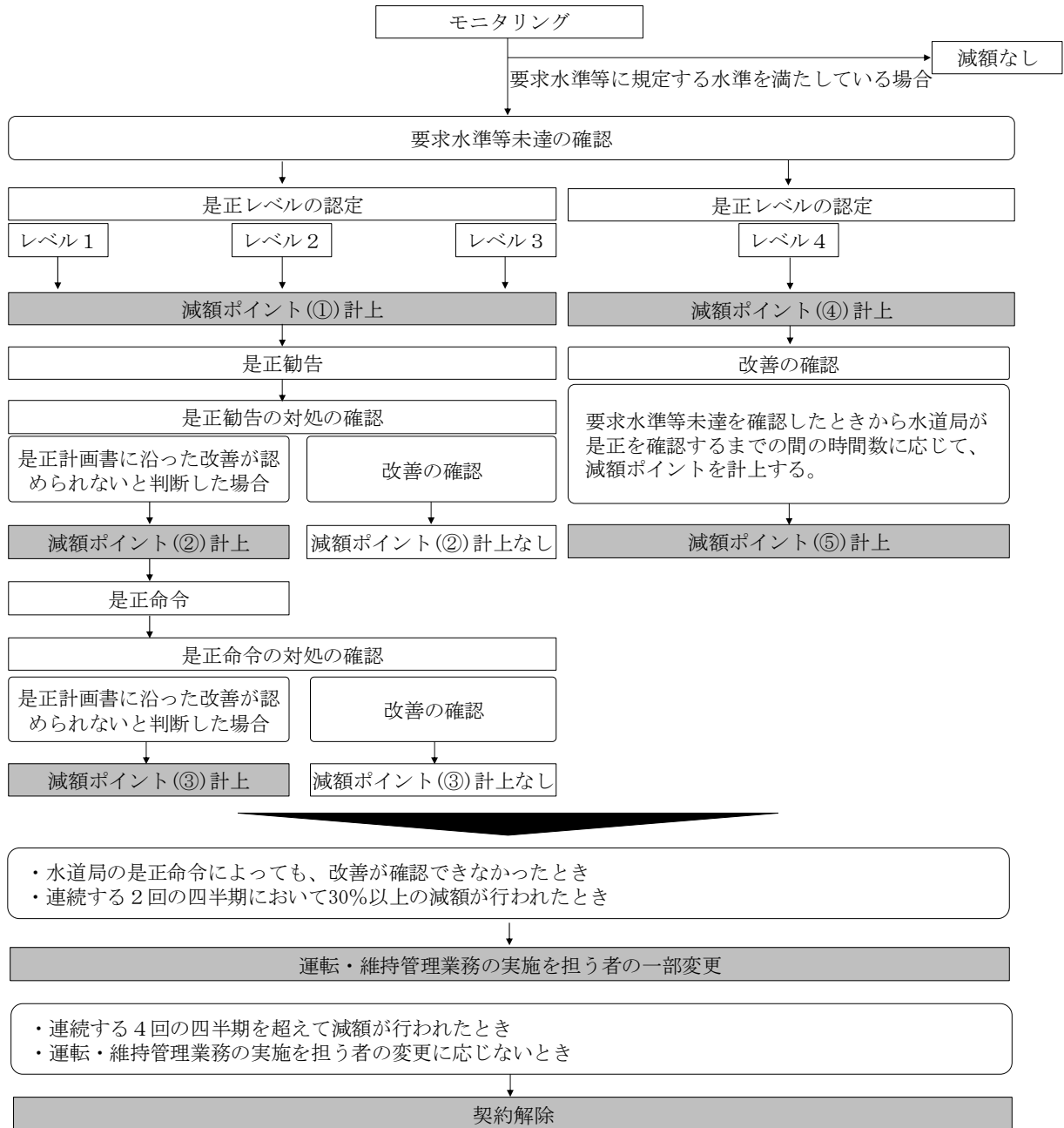
SPCは提案した水準を超えて、横浜市水道事業又は横浜市民に多大な貢献をした場合、水道局は、SPCにボーナスポイントを与えることができる。

ボーナスポイントの付与は水道局が決定する。ボーナスポイントは減額ポイントと相殺することができ、また、事業期間を通じて累積することができるものとする。

ボーナスポイントは、次の式に基づき金額に換算し、当該金額を次回支払うモニタリング対象対価に加算する。

加算相当額＝モニタリング対象対価の各回支払分×0.1%×ボーナスポイント

(4) 減額措置や是正措置等に関するフロー図



4 モニタリング対象対価の支払後に減額が判明した場合の対応

モニタリング対象対価の支払後に、運転・維持管理業務に関わる報告に虚偽の記載のことが判明するなど支払の根拠を失った場合、水道局は、本来支払うべきモニタリング対象対価を計算し直し、既にSPCに支払った額との差額を次回支払うモニタリング対象対価から差し引く。

この場合、本来支払うべきモニタリング対象対価と既にSPCに支払った額との差額について、水道局がSPCに支払った日から、水道局が差額を差し引くまでの日数につき、当該返還日時点での「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)に基づく「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」で計算した額(1年を365日とする日割り計算とする。)の損害金を加えて差し引くものとする。

第3 財務状況等に関するモニタリング

1 モニタリング方法

水道局は、本事業の実施者かつ最終責任者であることから、本事業におけるサービスの提供が停止される、あるいはSPCが債務超過等によって事業継続が困難になる、といった事態を回避するため、SPCの財務状況等のモニタリングを実施し、早期段階に危機回避できるように備える。

具体的には、SPCの実施体制やリスク対応方法の確認、資金収支の適時な状況把握、株主総会資料等による経営状況の確認等、多様な方法により、SPCの財務状況等について確認する。

2 具体的なモニタリングの手順等

(1) 財務状況に関するモニタリング

SPCは、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（会社法（平成17年法律第86号）第435条に規定する計算書類、事業報告及びその附属明細書）を作成し、自己の費用をもって会計監査人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎会計年度終了後3か月以内に、水道局に提出するものとする。これにより水道局は、SPCの財務状況を確認する。

これに加えて、会計に計上される取引が業務計画どおりに事業を遂行した結果であるか、またその結果がSPCの財務状況を悪化させるものかどうか等の確認を行う。

この際、SPCの財務書類では業務計画との関係が確認できない場合は、必要に応じて、会計に計上される取引に関する契約書類、SPCの実施体制、リスク対応、資金収支等の確認を行う。

(2) 実施体制についてのモニタリング

水道局は、SPCの定款、登記事項証明書、株主名簿、SPCが締結する契約等により、基本契約等の締結前にSPCが設立されたかどうか、業務遂行体制が業務計画どおりに構築されたかどうかの確認を行う。

(3) リスク対応についてのモニタリング

水道局は、SPCがリスク分担を図るための基本契約等を締結する段階において、業務計画に提案されたリスク対応として、保険の付保であれば保険契約の内容等を確認する。

(4) 資金収支についてのモニタリング

水道局は、財務書類の精査を通じて資金収支についてのモニタリングを行う。具体的には、本事業提案時、業務計画見直し時等における計画と、基本契約等の規定に基づいて提出される計算書類に記載された資金収支の実績との整合性を確認する。

なお、整合性を確認する目的は資金収支上、概ね計画通りに事業が実施されていることを確認することであり、計画値と実績値の乖離を認めないという趣旨ではない。

(5) 経営についてのモニタリング

水道局は、SPCの経営における重要な意思決定がなされる取締役会や株主総会の議事録等によって、業務計画に定めのない契約の締結や、本事業と関係のない契約や業務を行っていないか等、安定的な事業の継続が困難になるような意思決定がなされていないかどうかを確認する。

第4 事業終了時のモニタリング

1 モニタリング方法

- (1) 水道局とSPCは、事業終了5年前に、事業期間終了後の本施設の取扱いについて、協議を開始する。
- (2) SPCは、事業終了2年前に、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。
- (3) 水道局は、前号による報告内容について確認を行う。
- (4) 水道局及びSPCは、前号による確認の内容に基づき、必要に応じて協議する。
- (5) SPCは、要求水準等及び業務基本計画書の内容を満たすよう、事業終了時まで、協議の結果を反映した上で、必要となる資料を整備し、水道局の確認等を受ける。

2 具体的なモニタリングの手順等

SPCは、要求水準等に従い各種マニュアル等の書類を、事業終了時（水道局が定める日まで）に水道局へ提出して確認を受ける。

【表 事業終了時のモニタリングにおける確認書類】

| 提出書類 | 提出時期 |
|----------------|-------------------|
| 本施設の各種マニュアル | 事業終了時（水道局が定める日まで） |
| その他水道局が必要とする書類 | 事業終了5年前以降、随時 |